

令和6年10月10日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

武内建設株式会社 千葉県市川市柏井町2-1426

令和6年10月10日～令和7年3月9日（5ヶ月）

地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、

地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である武内建設（株）の元代表取締役は、代表取締役だった令和5年度に千葉県市川市が発注した3件の下水道関連工事の入札をめぐり、同市下水道部次長から工事の入札情報を得た見返りに、複数回にわたり計25万円相当の飲食接待をしたとして、令和6年7月30日、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(競売入札妨害又は談合) 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第9号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等	全地域について逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上